（国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に、「第二十条第一項第三号」を「第六十九条第一項第三号」に改める。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十三条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第四百四号）の一部を次のように改正する。

本則に次の三条を加える。

（旧児童手当法の規定により発せられた厚生労働省令の効力に関する経過措置）

第八条　整備法の施行前に整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）の規定により発せられた国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項の厚生労働省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、整備法の施行後は、整備法による改正後の児童手当法の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令としての効力を有するものとする。

（旧児童手当法第十四条の規定による不正利得の徴収に関する経過措置）

第九条　整備法の施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定による児童手当に係る旧児童手当法第十四条の規定による不正利得の徴収については、なお従前の例による。

（年金特別会計に関する経過措置）

第十条　整備法第五十八条の規定による改正後の特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下この項において「新特別会計法」という。）の規定は、平成二十七年度の予算から適用し、同条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく年金特別会計（以下この条において「旧年金特別会計」という。）の平成二十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧年金特別会計の児童手当勘定の平成二十七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく年金特別会計（以下この条において「新年金特別会計」という。）の子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2　旧年金特別会計の児童手当勘定の平成二十六年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り越して使用することができる。

3　整備法の施行の際、旧年金特別会計の児童手当勘定に所属する権利義務は、新年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属するものとする。

4　前項の規定により新年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

（財務省組織令の一部改正）

第十四条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第七号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第四項から第七項まで」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第四項から第七項まで」に、「拠出金その他同法の規定による徴収金」を「同条第二項に規定する拠出金等」に改める。

附則第七条第二項中「第九十一条第六号」を「第九十一条第七号」に、「以下」を「昭和四十六年法律第七十三号。以下この号において」に、「徴収並びに」を「徴収」に、「」とする」を「並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下この号において「整備法」という。）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法第二十二条第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法の規定による徴収金の徴収」とする」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　国家公務員共済組合法附則第二十条の三第一項の規定により設けられた日本郵政共済組合に係る第一条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「組合と」とあるのは、「組合並びに同法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等、同条第四項において読み替えて適用する同法第九十九条第五項に規定する職員団体及び同法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する同法第百二十五条に規定する組合と」とする。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

3　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条から第七条まで及び第九条から第十三条までの規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十七号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第八条第二項において準用する同法第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項から第三項まで及び第五項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百五十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。